

## 議 案 第 1 号

富士見市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

富士見市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第  
41号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年2月20日提出

富士見市長 星 野 光 弘

### 提 案 理 由

生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務を処理するために必要な特定個人情報を追加するため、富士見市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を  
改正する条例

富士見市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の項中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報」を「障害者自立支援給付関係情報」に改め、同表の15の項中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）」に改め、同表の20の項を次のように改める。

20 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		年金給付関係情報であって規則で定めるもの
		労働者災害補償関係情報であって規則で定めるもの
		障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの

障害者関係情報であって規則で定めるもの

児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの

特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの

戦傷病者戦没者遺族等援護関係情報であって規則で定めるもの

失業等給付関係情報であって規則で定めるもの

石綿健康被害救済給付等関係情報であって規則で定めるもの

職業訓練受講給付金関係情報であって規則で定めるもの

児童手当関係情報であって規則で定めるもの

地方公務員災害補償関係情報であって規則で定めるもの

災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助又は扶助金の支給に関する情報であって規則で定めるもの

児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付又は障害児入所給付費の支給に関する情報であって規則で定めるもの

社会福祉法（昭和26年法律第45号）による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の

実施に関する情報であって規則で定めるもの

特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報であって規則で定めるもの

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの

母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付け又は給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの

特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの

母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの

雇用対策法（昭和41年法律第132号）による職業転換給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの

		<p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による永住帰国旅費、自立支度金、一時金又は一時帰国旅費の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
		<p>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による一般疾病医療費又は手当等の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
		<p>厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）による年金である給付に関する情報であって規則で定めるもの</p>
		<p>特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成16年法律第166号）による特別障害給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
		<p>難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>

別表第3の1の項中「学校保健安全法（昭和33年法律第56号）」を「学校保健安全法」に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。